

環境の保全の見地からの意見の概要及び事業者の見解（（仮称）大江川下流部公有水面埋立て）

番号	市民等からの意見	事業者の見解
1	<p>はじめに 国、県の制度ではなく市境影響評価条例を適用する理由</p> <p>“本計画段階環境配慮書は、「名古屋市環境影響評価条例」に基づき、…計画段階配慮事項を検討し、結果をとりまとめたものである。”とあるが、この公有水面埋立が名古屋市環境影響評価条例の対象となった理由を明記すべきである。</p> <p>国の環境影響評価法では50ha超え、愛知県環境影響評価条例では40ha以上50ha以下が環境影響評価対象だが、この事業は10.3haの公有水面埋立のため、名古屋市環境影響評価条例の10ha以上が適用されている。</p>	<p>本事業は、埋立てに係る区域の面積が10ヘクタール以上40ヘクタール未満であることから、「環境影響評価法」（平成9年法律第81号）ではなく、「名古屋市環境影響評価条例」（平成10年名古屋市条例第40号）に基づき環境影響評価手続きを実施する旨を、環境影響評価方法書の事業規模に記載いたします。</p>
2	<p>*p1 事業者の名古屋市と名古屋港管理組合の役割分担等は？</p> <p>事業者名が“名古屋市”と“名古屋港管理組合”の連名となっているが、その理由、それぞれの役割分担、その根拠を記載すべきである。</p> <p>例えば、“上流部約1,800mについては、昭和48～53年にかけて名古屋市が「大江川環境整備事業」による全面埋立を行い「大江川緑地」の造成が行われた。下流部約1,820mについては、昭和54～61年に名古屋港管理組合により、開橋上流の1,240mは敷砂とアスファルトによる被覆と圧密脱水工法による汚染土の封じ込め、開橋下流580mは浚渫除去が行われた。”p4～5とあり、事業費の負担割合は分からないが、規模的にはほぼ半々の負担で公害防止事業を実施したことが理解できる。</p> <p>この時の名古屋港管理組合施工のアスファルト封じ込め部分が、不十分な対策であったため、大規模地震に伴う地盤液状化で汚染土が露出・拡散する恐れがあることが判明したのだから、名古屋港管理組合が全額負担するのは当然と考えるが、名古屋市も負担するのか。</p>	<p>本埋立区域は、名古屋港港湾計画の土地造成及び土地利用計画に位置づけられており、その他緑地9.2haを名古屋市が、緑地1.1haを名古屋港管理組合が整備する施設として計画されていることを、環境影響評価方法書の事業計画の概要に記載いたします。</p> <p>今後、名古屋市と名古屋港管理組合が連携して当該地区の埋立てによる汚染土壌対策を進めていく予定であることから、環境影響評価の手続きにおいても、両事業者で対応を図ることとしております。</p>
3	<p>*p2 事業の目的は埋立ではない</p> <p>事業の目的が“地震・津波発生時の汚染土の露出・拡散の防止を目的として、公有水面の埋立を行うものである。”とあるが、先走りすぎている。あくまでも目的として“汚染土の露出・拡散の防止”にとどめ、その手段として埋立てか掘削除去等かは、この計画段階環境配慮書で検討するものである。事業目的で公有水面の埋立を行うといいながら、複数案の設設定p12では”A案：埋立案“、“B案：掘削除去案”とあるのは、矛盾している。</p> <p>複数案の検討の経緯では“本事業では、大江川下流部において、大規模地震の発生時に懸念される有害物質を含む底質の露出・拡散防止を目的としており”p11と正しく表現している。</p>	<p>「公有水面の埋立てを行うものである」との記述は事業内容を説明した一文であるため、環境影響評価方法書で事業の目的を修正いたします。</p>

番号	市民等からの意見	事業者の見解
4	<p>*p2 大江川の最下流部の対策をすべき</p> <p>事業の内容で、“事業の実施想定区域の位置”として“港区大江町及び昭和町地先から南区宝生町及び大同町地内まで（図 2-3-1 参照）”とあり、地図 p3 が示してあるが、大江川の最下流約 500m はなぜ、残したままなのか。“地震・津波発生時の汚染土の露出・拡散の防止を目的”とするなら、この最下流部も同様な対策をとるべきである。</p> <p>それとも、この区域の底泥はしゅんせつ等で完全に無害となっているのか。当時の名古屋港管理組合によるしゅんせつ等で問題を解決したとしても、その後の東レ名古屋によるダイオキシン類汚染水により、下流部にはダイオキシン類汚染が考えられるので、現地調査を行い、必要な措置を執るべきである。</p> <p>なお、“事業実施区域は、名古屋港港湾計画において「緑地」及び「その他緑地」となっている。” p6。その港湾計画に従っているだけと説明があるかもしれないが、現在の名古屋港港湾計画は 2015.12.28、に全面改定されたが、3 港湾環境整備施設計画：内港地区：「既定計画どおりとする。」として、大江ふ頭：緑地 1ha、その他緑地 9ha のまま残されている。2014 年 11 月に一部変更されたままである。</p> <p>他方、南海トラフについては。早くからその危険性が指摘され、2011 年 3 月の東北地方太平洋沖地震を受け、中央防災会議は「南海トラフの巨大地震モデル検討会」を設置し、中間報告（2011.12）では、南海トラフ連動型の最大クラスの地震・津波の想定がなされ、M9.0 との暫定値が発表され、2012 年 8 月に津波高及び浸水域、被害想定が発表されている。こうした動きに機敏に対応した港湾計画改定が必要だったものであり、今からでも大江川の最下流約 500m についても今回の計画案同様に緑地とする港湾計画変更をし、それに従った対策を今回の公有水面埋立計画に含めるべきである。</p>	<p>河口部における土留矢板から下流の汚染土は、大江川下流部公害防止事業による浚渫によって除去されております。これまで、定期的な環境モニタリングを実施し、汚染が無いことを確認しております。</p>

番号	市民等からの意見	事業者の見解
5	<p>*p4~p5 大江川環境整備事業、大江川下流部公害防止事業の事業費を参考に</p> <p>今回計画より上流部は河川は暗渠で大江川緑地として整備されている。“上流部約1,800mについては、昭和48年から53年にかけて名古屋市が「大江川環境整備事業」による全面埋立を行い「大江川緑地」の造成が行われた。”しかし、“下流部約1,820mについては、昭和54~61年に名古屋港管理組合による「大江川下流部公害防止事業」によって、開橋上流の1,240mは…汚染土の封じ込め、開橋下流580mは浚渫除去が行われた。”とあるが、この時の、名古屋市の大江川環境整備事業、名古屋港管理組合の大江川下流部公害防止事業の法的根拠、事業費総額、事業費負担割合を明記し、今回の事業について十分参考とすべきである。</p>	<p>昭和40年代に国より全国環境調査の結果について通知があり、また、愛知県が名古屋等地域公害防止計画を策定しました。それに基づき、大江川環境整備事業、大江川下流部公害防止事業に着手しました。今回の事業の計画検討においては、過去の事業も参考としながら進めてまいります。</p>

番号	市民等からの意見	事業者の見解
6	<p>* p4~p5 大江川環境整備事業等にならない原因者の事業費負担を</p> <p>今回計画より上流部（名古屋市の大江川環境整備事業）、今回計画部分（名古屋港管理組合の大江川下流部公害防止事業）のそれぞれについて、底泥の有害物質汚染（基準値を超える水銀、PCB、ベンゼン、砒素、鉛、ふっ素、ほう素、ダイオキシン類）p9,p10の発生原因者の事業費負担があったはずである。その内訳を明記し、今回の追加対策事業にも費用負担を求めるべきである。</p> <p>特にダイオキシン類については、1999(平成 11)年 7 月には議員立法により大気、水質（底質を含む。）及び土壌の環境基準や、排出ガス及び排水の排出基準並びに汚染土壌に関する措置等を定めたダイオキシン類対策特別措置法が成立し、2000(平成 12)年 1 月 15 日施行されたものであり、過去の公害防止事業(1973(昭和 48)年から 1986(昭和 61)年)の時点では明らかになっていなかった汚染物質であり、ヘドロ層には 960 pg-TEQ/g と環境基準値 150 pg-TEQ/g の 6 倍以上ものダイオキシン類が含まれ、「公害防止事業費事業者負担法」を適用することは可能なはずである。</p> <p>また、発生原因者も東レ(株)名古屋事業場であることが名古屋市の度重なる調査で明らかになっている。大江川におけるダイオキシン類汚染問題（2000 年 9 月 13 日公表）によれば、「名鉄常滑線鉄橋付近で環境基準(1pg-TEQ/L 以下)を大幅に上回る 23pg-TEQ/L のダイオキシン類が検出された。大江川流域のダイオキシン類対策特別措置法及び水質汚濁防止法に基づく特定事業場などの 13 事業場に対して、5 月中旬に立入検査を実施…東レ(株)名古屋事業場第 3 工場総合排水口の排水で 120pg-TEQ/L、その下流の河川水で 25pg-TEQ/L のダイオキシン類が検出されたことなどから、大江川のダイオキシン類汚染の汚染原因者は東レであることが判明した。このため、本市は、東レに対し、早急に汚染原因を究明するとともに速やかに汚染防止対策を実施するよう指導した。併せて、工場内の主たる工程排水を採水し、原因究明に努めた。その結果、東レ第 3 工場のカプロラクタム製造工程の付属工程である脱水工程に汚染の主たる原因があることが判明した。東レは…ダイオキシン類の除去対策として活性炭処理及び凝集沈殿処理を行うこととし、9 月 6 日までにこれらの対策を完了した。本市は、9 月 14 日、東レに対してさらなる汚染防止対策の徹底と再発防止などを求めるため、改善勧告を行う。」と明記されている。http://www.city.nagoya.jp/shisei/category/53-5-22-10-6-1-0-0-0-0.html</p>	<p>当時の大江川下流部公害防止事業において、公害防止事業費事業者負担法に従い原因者は既に責務を果たしているものと考えます。</p>

番号	市民等からの意見	事業者の見解
7	<p>*p5 財政事情等により事業実施しなかった時の想定事業費は？</p> <p>事業計画検討の経緯で“昭和60年代初め頃から、地域住民より大江川の環境整備として「大江川緑地下流部の緑地化」や「地域スポーツの振興」に関する要望が寄せられており、事業者は既に整備されていた上流側の大江川緑地との連携も考慮して、下流部の埋立計画の検討を行ってきた。しかしながら、市の財政事情等により事業の実施には至らなかった。”とあるにも関わらず“その後、平成23年に東日本大震災…大江川では大規模地震に伴い地盤が液状化した場合には、有害物質を含む汚染土が露出・拡散するおそれがあることが判明した。”として、今回の埋立計画が出てきた経緯がある。</p> <p>前段階の“市の財政事情等により事業の実施には至らなかった”ときの市に財政事情と想定された事業費を明記すべきである。地域住民の大江川緑地化の要望に真剣に対応するつもりなら概算事業費ぐらいは試算したはずである。</p>	<p>大江川の緑地整備は、昭和63年策定の名古屋市新基本計画で位置付けられた後、平成2年に名古屋港港湾計画へ位置付けられ、平成7年に港湾計画の変更がなされる等、事業化に向けた手続きを進めております。その後、平成23年に東日本大震災が発生したことから本事業に着手しました。</p>
8	<p>*p6 有識者懇談会で除外された掘削除去の事業費は？</p> <p>事業計画検討の経緯で、後半の“汚染土が露出・拡散するおそれがあることが判明した”ために“平成30年度に有識者懇談会にて検討…「掘削除去」は…PCB等を含む汚染土の処理が発生し、事業費も非常に高額となる。…「埋立」は、施工にかかる初期投資は高額であるものの、長期的には経済的である。”とあるが、もう少し詳しく記述してこの本文だけで、理解できるようにすべきである。有識者懇談会の記録をつぶさに見ればわかることだと突き放すのではなく、例えば“対策工法の検討結果”p8に事業費の欄を設けるべきである。</p> <p>少なくとも非常に高額となる掘削除去、長期的には経済的な埋立の各事業費を記載し、これらの事業費用は地域住民から要望のあったときに事業を断念したときの事業費と比べてどうだったのかが判断できるようにすべきである。</p> <p>なお、名古屋市のWEBサイト http://www.city.nagoya.jp/ryokuseidoboku/page/0000117023.html では「大江川の地震・津波対策について」2019年5月15日の中で、「大江川の地震・津波対策に伴う汚染土壌対策有識者懇談会について」で、第1回2018.8.7、第2回2018.10.4、第3回2018.11.20での概要と主な意見が各回3～5点あるだけで、一般的にはこれ以上調べられない。しかも工法を議論した第2回、第3回は「率直な意見交換が損なわれるおそれがある」として非公開であった(会議の概要(開催結果 http://www.city.nagoya.jp/shisei/category/55-2-8-2-0-0-0-0-0-0.html)。素直な意見交換をしたうえで、会議の結果も出したのだから、配布資料、議事録など、内容を正確に公開すべきである。</p>	<p>「掘削除去」は「埋立て」の何倍もの費用が必要となります。</p> <p>一方で「埋立て」は、河川の暗渠化により初期投資は高額であるものの、維持管理や被災時の堤防復旧、及び港湾計画の実行の面で有利であり、長期的には経済的です。</p>

番号	市民等からの意見	事業者の見解
9	<p>*p6 有識者懇談会での検討結果に概算事業費を追加すべき</p> <p>有識者懇談会での対策工法の検討結果が表で示してあるが、特記事項で、掘削除去は“事業費が非常に高い”、埋立ては“初期投資は高額であるが、長期的には経済的である”という抽象的な言葉ではなく、概算事業費を内訳とともに明記すべきである。また、固化処理、覆砂処理については事業費に触れておらず、あまりにも粗雑である。最初の段階から、問題のある工法だから、費用までは検討しない、その資料までは作成しなかったということでは対策工法の検討とは言えない。</p>	<p>(見解は前述のとおり)</p>
10	<p>*p9~p10 底泥の有害汚染物質汚染状況に多くの疑問</p> <p>大江川下流部における底泥の有害汚染物質汚染状況が示してあるが、多くの疑問がある。</p> <p>① 底泥の有害汚染物質汚染状況だけではなく、事業計画の骨格的内容である埋立土量がどれだけかを示すべきである。</p> <p>そのためには、河川に沿って 10m 程度ごとの横断面調査をして概算の容積を算出するものである。これらがなければ、埋立土の搬入量、そのための搬入車両台数、搬入車両による大気、騒音などの環境影響評価ができない。</p>	<p>今後の工事計画の検討の中で、埋立土量について検討してまいります。埋立土の搬入及び搬出に伴う周辺環境への影響につきましては、環境影響評価準備書で予測及び評価を行う予定としております。</p>
11	<p>② そもそもアセス事業の事前調査に当たるのではないか。本来はこの計画段階環境配慮書で関係者の意見を聴き、その結果を基に、現況調査方法、予測評価方法を含んだ調査方法書を作成し、提出された意見を検討して、調査を行い、準備書、評価書と進めるものであり、事業者の勝手な調査に不備があれば再調査が必要となる。</p>	<p>計画段階環境配慮書 p. 9、10 に記載の有害物質汚染状況は、本環境影響評価のために実施した調査ではなく、「大江川の地震・津波対策の検討に伴う有識者懇談会」において整理された既存資料を引用したものです。</p>
12	<p>③ 出典 p10 が名古屋市の「大江川の地震・津波対策の検討に伴う有識者懇談会運営及び汚染土壌対策検討業務委託」と、名古屋港管理組合の「基本計画調査(大江川地区等底泥対策に関する調査)」と併記してあるが、どの図がどちらの出典なのか明記すべきである。また、“注)1：上図では出典の記載の一部を修正している。”とあるのはどういうことか。出典をそのまま示すのが当たり前であるし、修正したなら、どこをどのように修正したかを記載すべきである。</p>	<p>出典は「大江川の地震・津波対策の検討に伴う有識者懇談会運営及び汚染土壌対策検討業務委託」のみでしたので、環境影響評価方法書で訂正いたします。なお、配慮書への掲載にあたり、調査結果と直接関連がない情報を削除しております。</p>

番号	市民等からの意見	事業者の見解
13	<p>④ 調査位置図と河川横断図が示してあるが、封じ込めたヘドロ層に有害物質が含まれるのは当然であり“層厚 0.95~3.25m”を“3 深度を混合”して土壌採取したとあるので、底質の含有量調査（最大値表示）とあるのは3 深度を混合した値の最大値であることを本文で明記すべきである。</p>	<p>ヘドロ層の結果は 3 深度を混合した試料を測定に供したことで、表中の数値は全ての調査結果の中で最大値であることを環境影響評価方法書の図の注釈に記載いたします。</p>
<p style="text-align: center;">調査位置図と河川横断図</p>		
14	<p>⑤ 調査位置図と河川横断図が示してあるが、封じ込めたヘドロ層に有害物質が含まれるのは当然であり、問題は河川縦断図で最下流部のヘドロがどのように封じ込められているのかを図示すべきであるし、その部分の有害物質滲出状況を調査すべきである。</p>	<p>図 2-3-3 に示すとおり、汚染土の封じ込め区域の端部には、土留矢板が設置されております。 また、これまでの定期的な水質モニタリングでは、有害物質の検出はされていないことを確認しております。</p>
15	<p>⑥ 調査位置図と河川横断図が示してあるが、各図面には縮尺を入れるべきであり、汚染物質の含有量だけではなく、“層厚 0.95~3.25m”が各ボーリング場所でどれだけの厚さで、全体の汚染土の容量はどれだけのかを明記すべきである。それが無ければ複数案 1 の掘削除去の作業量、事業費も算定できない。埋立を前提としたため、他の案は適当に文章だけで済ませるつもりではないか。</p>	<p>環境影響評価方法書において、ご指摘の図に縮尺を記載いたします。 また、汚染土量は、計画段階環境配慮書 p.114 に記載のとおり、約 260,000m³ を想定しております。</p>
<p style="text-align: center;">基準値超過地点図</p>		

番号	市民等からの意見	事業者の見解
16	<p>⑦ ボーリング調査地点で 1,820m の間に、12 列（約 150m 間隔）で計 36 地点となっているが、ボーリングでアスファルト層を貫通した後から有害物質を含むヘドロを噴出させないため、どのような対策を行ったのか。また、その内容を本文に記載すべきである。</p>	<p>削孔中はケーシングにより流出を防止し、調査孔は不透水性の材料にて直ちに閉塞することにより調査前と同様の状態に復旧していること並びに調査に用いた汚染土及び汚染水等を適切に処理したことを、環境影響評価方法書の図の注釈に記載いたします。</p>
17	<p>*p11 複数案は有識者懇談会で検討した 4 案とすべき</p> <p>複数案の検討の経緯で“有識者懇談会の意見を踏まえ、埋立てにより地震時における汚染土の露出・拡散防止を進めていく必要があることから、埋立てを実施しないという判断はできない。しかしながら、…市民の環境影響への理解を深めるため、埋立てを実施しない場合(ゼロ・オプション)を比較評価の参考とするための複数案のひとつとした。このゼロ・オプション案…汚染土の掘削除去案を設定”とあるが、たった 3 回で、ほとんどが非公開の有識者懇談会の意見を踏まえ、“埋立てを実施しないという判断はできない”という行政の勝手な判断は間違いである。こうした思い込みが、事業の目的を“地震・津波発生時の汚染土の露出・拡散の防止を目的として、公有水面の埋立を行うものである。” p2 と間違った表現を導いている。</p> <p>この配慮書で、有識者懇談会で検討した 4 案（案 1 浚渫、除去、案 2 固化処理、案 3 覆砂処理、案 4 埋立て）を複数案として、今回の配慮書で公開した形で比較検討すべきである。</p>	<p>懇談会における各対策工法案のうち、「環境影響評価技術指針」に基づき、実行可能であり、かつ対象事業の目的が達成されるものとして、埋立案と汚染土の掘削除去案の 2 案を設定しており、耐久性等の面から目的を達成できない他の案については、複数案に含めておりません。</p>

番号	市民等からの意見	事業者の見解
18	<p>*p13 複数案の掘削除去案の内容が、配慮書の中で食い違っている</p> <p>複数案として、B案（掘削除去案）の内容が、配慮書の中で食い違っている。この事業計画の工事計画では“汚染土が拡散しないように運搬を行う。埋戻しは搬入土でおこなう。” p13として、掘削後に埋戻すことが事業の内容となっている。掘削除去案(B案)の工事計画表でも“◎埋戻し：搬入土で、現況のアスファルトマットが存在する高さまで埋戻しを行う。” p15と明記してある。また、埋立て後の想定土地利用計画で” 港湾計画において「緑地」及び「その他緑地」として既に位置づけがなされている。そのため、既存計画に従って緑地を整備することを想定している。” p16と明記してある。</p> <p>しかし、生態系の予測結果では“現況と同様な「海域生物とつながりのある河川生態系」、「ヨシ原を中心とした湿地生態系」、「干潟生態系」が形成され、水生生物相は回復していくものと予測される。” p118と埋戻しは考えられていない。そして、環境の保全のための措置で“搬入土により、現況と同様な河川断面となるように埋戻しを行う。” p119とあり、総合的な評価でも同じ表現となっている p120、“</p> <p>このように、B案（掘削除去案）の内容が、掘削除去後に埋め戻すかどうか、重要な中身が配慮書の工事計画と予測評価で異なるようでは配慮書と言えない。配慮書を作り直して再度縦覧すべきである。</p>	<p>計画段階環境配慮書 p.118 の予測結果におきましても、「掘削除去案（B案）は、（中略）現況と同様な河川断面とするため、」としており、埋戻すこととしております。</p>

番号	市民等からの意見	事業者の見解
19	<p>*p13 基準に適合した搬入土というが、どの基準か？</p> <p>複数案の工事計画で“埋立案(A案)は、…左岸側を基準に適合した搬入土（以下、「搬入土」という。）で埋め立てる。”とあるが、どの基準に適合した搬入土かを明記すべきである。</p> <p>埋立てた後を緑地にするのだから、緑地で遊ぶ幼児、子ども等が経口、経皮で土壌汚染に被ばくされないよう、そこに埋め立てる搬入土は、「環境基本法」に基づく「土壌の汚染に係る環境基準」p145であってしかるべきである。</p> <p>間違えても、金城ふ頭地先公有水面埋立で名古屋港管理組合が行うような、環境基準より10倍緩い「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律」に基づく「埋立場所等に排出しようとする水底土砂に係る判定基準」p158を用いてはならない。</p> <p>現実にリニア工事の岐阜県日吉地区で土壌汚染対策法の基準値を超える有害物質を含む汚染土について、瑞浪市の担当者は「三河港の埋立て用に運搬しているのは、土対法の基準を超える重金属などが含まれた残土だとJR東海からきている。」と答えている(赤旗2019.10.2)。</p> <p>規制基準的な「水底土砂に係る判定基準」は守るのが当たり前であり、特定建設作業の規制基準を守ると同じことと同じであり、法規制を守るだけなら環境影響評価は必要なくなる。</p> <p>この判定基準は「土壌環境基準」と比べて、項目数は少し多いが、基準値は概ね10倍緩くなっている。例えばカドミウムの水底土砂に係る判定基準は0.1mg/l以下であるが、土壌環境基準は0.01mg/l、ヒ素は0.1mg/lに対し0.01mg/l、フッ素は15mg/lに対し、0.8mg/lとなっている。このような土壌で海面埋立を行うと、将来の緑地には確実に土壌環境基準を超える汚染地区が出現する。こうした事態を避けるため、判定基準より10倍厳しい土壌環境基準に適合した土砂を用いるのが、環境影響評価での事業者として実施可能な措置である。</p>	<p>埋立てに用いる土砂につきましては、土の搬入時期や土質条件が合致する場合には建設発生土を積極的に活用したいと考えており、関係法令を基に受入基準を慎重に検討してまいります。</p>

番号	市民等からの意見	事業者の見解
20	<p>*p13 リニア工事の発生土で埋立てるべきではない</p> <p>複数案の工事計画で“埋立案(A案)は、…左岸側を基準に適合した搬入土(以下、「搬入土」という。)で埋め立てる。”とあるが、どんな基準かも明らかにしないまま、この1年間の動きを見ると、リニア工事の発生土を使うことを前提としているようである。</p> <p>地域住民からも要望がありながら断念した理由が財政事情であった。しかし、第3回有識者懇談会(2018年11月20日)で「建設発生土を活用することで、事業期間は伸びるものの事業費や環境負荷を抑えることができる」とし、同じ月の1週間後2018年11月28日に自民党の横井利明議員の質問に住宅都市局長が「大江川の埋め立てにリニア事業の発生土が活用できれば、事業費削減に寄与すると考えられることから、今後、JR東海をはじめ関係機関と協議していきたい。」(市会だより164号)と回答し、半年後の2019年6月20日には日本共産党の江上博之議員の質問に住宅都市局長は「現在、大江川の埋め立て事業で建設発生土が活用できるかを、JR東海と本市、及び名古屋港管理組合の間で協議をはじめたところです。」と協議開始と回答しながら、緑政土木局長は「埋め立て土砂の受け入れ基準などについて、本年度実施する予備設計の中で、関係法令を遵守しつつ慎重に検討していく。」とリニア事業の発生土を使うことを前提とした回答をしている。</p> <p>しかし、安価又は無料で大量に近くから入手できるとしても、リニア工事の発生土はほとんど土壌汚染され(後述)、緑地という跡地利用から考えても利用すべきではない。埋立用材は安全・良質な残土に限定すべきである。</p>	(見解は前述のとおり)

番号	市民等からの意見	事業者の見解
21	<p>*p13 リニア工事の発生土はほとんど土壤汚染されている</p> <p>リニア事業の発生土を使うことを前提としているようだが、JR 東海の事後調査結果中間報告書 2017.7によれば、たった1地点の調査で名城非常口は、2016.5に土壤汚染が判明し、10m 四方での区画調査を深度別に行い、20カ所で鉛が基準値を超え、5,012 tの汚染土を搬出し処理をしている p43～p46。名駅1地点は運よく基準値を超えなかったが、名駅周辺の土壤汚染から考えて調査が不十分だったことが想定される。今後名古屋駅の開削工事では汚染土壤が発生することは必至である。名古屋市土壤汚染等報告状況では 2018.5.31 現在で、中村区では名駅周辺を始めヒ素、ふっ素、鉛などの汚染土壤報告は 41 件もある。</p> <p>http://www.city.nagoya.jp/kankyo/cmsfiles/contents/0000077/77198/daichou300531.pdf</p> <p>また、土壤から地下水に滲出することで地下水汚染が発生するが、愛知県の地下水質調査結果で、尾張西部地域一帯が地層・地質に由来する地下水汚染があることは周知の事実となっている。</p> <p>2010 年度公共用水域及び地下水の水質調査結果では「砒素が環境基準を超過した愛西市北一色町、弥富市三百島、あま市北苅の 3 地点は、周辺において人為的な汚染原因が認められず、汚染原因がこの地域特有の地層・地質に由来すると推定されたため、周辺井戸の地下水調査は実施していない。」と周辺井戸の調査は実施しておらず、最新の 2018 年度の調査結果でも「砒素の汚染原因が地層・地質 に由来すると推定される、稲沢市奥田大沢町、弥富市前ヶ須町を含む地域」としている</p> <p>こうした事実があるにも関わらず、JR 東海は、環境影響評価書補正版 2014.8 では「発生土に含まれる重金属等の有無を定期的に確認」 p1457 するだけであり詳細は不明であった。</p> <p>2018 年度の「環境調査の結果等」でも愛知県内 6 カ所の土壤調査で、名古屋駅、名城非常口は土壤汚染が確認され「発生土を有効利用する事業者への情報提供」がされている p4-18、p4-26。また、春日井市勝川町の非常口工事でも土壤汚染が確認されている p3-67。非常に不十分な調査でも半分の非常口等で汚染土壤が確認されており、緑地にするような場所をリニア工事の発生土で埋立てるべきではない。</p> <p>万が一リニア工事の発生土で埋立てる場合には、JR 東海の調査を鵜呑みにせず、埋立事業者としても独自に、安全な土壤を確認するための詳細な方法（毎日又は各ダンプごとのロット検査、結果が出るまでの仮置き場、土壤汚染基準を超えた場合の処置など）を事前配慮で定めるべきである。</p>	(見解は前述のとおり)

番号	市民等からの意見	事業者の見解
22	<p>*p13 搬入土は「基準に適合した」の基準は？ 工事計画で“埋立案(A案)は、…基準に適合した搬入土（以下、「搬入土」という。）で埋め立てる。…掘削除去案(B案)は、…埋戻しは搬入土で行う。”とあるが、掘削除去案(B案)の搬入土は「基準に適合した」が欠落している。</p> <p>いずれにしても”基準に適合した“の基準とは何法に基づくどんな基準か、どこからの搬入土かを明記したうえで、適合状況の確認方法（誰が、いつの時点で、どんな項目を、どんな頻度で行うのか）は重要になるので、計画段階配慮事項（p122 第7章”事業計画の策定にあたり、環境の保全の見地から事前に配慮した事項“）に入れておくべきである。</p> <p>また、工事計画の施工手順を示した表 2-3-3(1)埋立案 A⑦埋立て・圧密沈下 p14、表 2-3-3(2)埋立案 B ⑥埋戻し p15 でも、”搬入土”としてあるだけで、「基準に適合した」を追加し”基準に適合した“の基準とは何法に基づくどんな基準か、どこからの搬入土かを明記すべきである。</p>	(見解は前述のとおり)
23	<p>*p13 「基準に適合した」搬入土は、まさか放射能汚染土？ すでに 2016 年 6 月に環境省は放射能の汚染土について「再生資材化した除去土壌の安全な利用に係る基本的考え方について」で、「『平成 23 年 3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法』の基準等に従い」p1、「放射能濃度を用途に応じて適切に制限した再生資材を、安全性を確保しつつ地元の理解を得て利用することを目指す。具体的には、管理主体や責任体制が明確となっている公共事業等における盛土材等の構造基盤の部材に限定」p2 とし、「再生資材として利用可能な放射能濃度レベル…8,000 Bq/kg 以下を原則」p5 として、着々と各地で実証実験を進めている。</p> <p>将来緑地にするような事業に、このような放射能汚染土を用いることはあってはならない。</p>	放射能物質により汚染された土は使いません。
24	<p>*p14、p15 搬入土の発生場所と搬入量を明記すべき 複数案の工事計画で A 案の⑦埋立て・圧密沈下で“橋梁周辺を除く範囲を搬入土で埋立て、圧密沈下をさせる。” B 案⑥埋戻しで“搬入土で、現況のアスファルトマットが存在する高さまで埋戻しを行う。”とあるが、搬入土の発生場所を示して有害性を判断できるようにするとともに、環境影響評価の基本的条件となる搬入量を明記して、どの程度の搬入車両数になるかを判断できるようにすべきである。</p>	<p>埋立てに用いる土砂につきましては、土の搬入時期や土質条件が合致する場合には建設発生土を積極的に活用したいと考えており、関係法令を基に受入基準を慎重に検討してまいります。</p> <p>また、今後の工事計画の検討の中で、埋立土量について検討してまいります。埋立土の搬入及び搬出に伴う周辺環境への影響につきましては、環境影響評価準備書で予測及び評価を行う予定としております。</p>

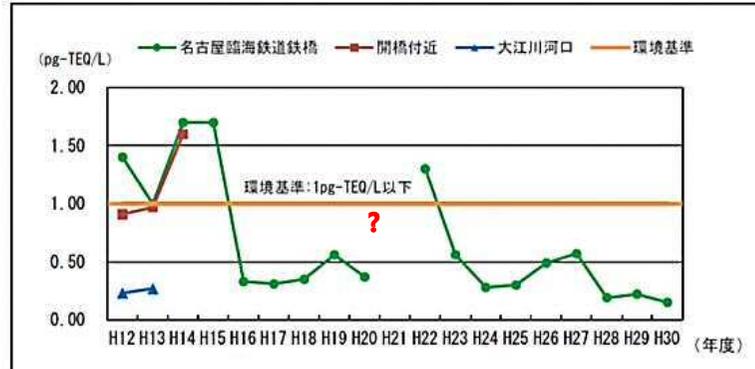
番号	市民等からの意見	事業者の見解										
25	<p>*p14、p15 施工区域内の排水の放流基準値は？ 表 2-3-3(1)埋立案 A⑦埋立て・圧密沈下 p14、表 2-3-3(2)埋立案 B ⑥埋戻し p15 の注) 1 で “施工区域内の排水については、釜場を設けてポンプアップし、濁水処理設備にて水質処理を行 う。処理後、水質を確認し、基準値内であれば大江川に放流する。”とあるが、どのような濁水処 理設備なのか、どの項目の水質をどこまで処理できるのか、基準値内とは、どのような法律等に基 づくもので、その項目別基準値を示すべきである。</p>	<p>「水質汚濁の規制及び届出の概要（排水基準編）」（名古屋市）における「建設工事における排水対策」に基づき、沈砂槽等の処理施設を設置し、下記表の値を目安に処理して排水を行う予定としております。</p> <table border="1" data-bbox="1487 408 2024 708"> <thead> <tr> <th data-bbox="1576 416 1637 440">項目</th> <th data-bbox="1845 416 1906 440">目安</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1576 472 1637 496">外観</td> <td data-bbox="1742 456 2011 520">異常な着色又は発泡が みとめられないこと</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1509 528 1704 552">水素イオン濃度</td> <td data-bbox="1823 528 1928 552">5.8～8.6</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1532 568 1682 592">浮遊物質量</td> <td data-bbox="1823 568 1928 592">200 mg/L</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1509 608 1704 703">ノルマルヘキサン 抽出物質含有量 (鉱油類含有量)</td> <td data-bbox="1823 639 1906 663">5 mg/L</td> </tr> </tbody> </table>	項目	目安	外観	異常な着色又は発泡が みとめられないこと	水素イオン濃度	5.8～8.6	浮遊物質量	200 mg/L	ノルマルヘキサン 抽出物質含有量 (鉱油類含有量)	5 mg/L
項目	目安											
外観	異常な着色又は発泡が みとめられないこと											
水素イオン濃度	5.8～8.6											
浮遊物質量	200 mg/L											
ノルマルヘキサン 抽出物質含有量 (鉱油類含有量)	5 mg/L											
26	<p>*p37 水質調査結果で環境基準値等を超過している場合などを赤字表現するのはわかりやすい 河川及び海域の水質調査結果で、DO については環境基準の値もしくは環境目標値の値未満、 BOD、全亜鉛については環境基準の値もしくは環境目標値の範囲を超過している場合に赤字にして おり、表の内容が分かりやすくなっている。今後こうした努力を続けられたい。</p>	<p>今後も、事業の内容を十分にご理解頂けるよう、分かりやすい図書の作成に努めます。</p>										

番号	市民等からの意見	事業者の見解
27	<p>*p42 大江川のダイオキシン類汚染の原因者も明記すべき</p> <p>“大江川では、平成12年にダイオキシン類による高濃度汚染が明らかになって以降、…調査が名古屋臨海鉄道鉄橋において行われている。”と淡々と記載してあるが、当時の名古屋市の「大江川におけるダイオキシン類汚染問題(平成12年9月13日公表)」で、「加福処分場(仮称)…現況調査…名鉄常滑線鉄橋付近で環境基準(1pg-TEQ/L以下)を大幅に上回る23pg-TEQ/Lのダイオキシン類が検出された。…再度、大江川の同一地点で4月14日に採水し分析したところ再び、21pg-TEQ/Lのダイオキシン類が検出された。」「河川等の詳細調査及び事業場排水の水質調査の結果、東レ(株)名古屋事業場(以下「東レ」という)第3工場総合排水口の排水で120pg-TEQ/L、その下流の河川水で25pg-TEQ/Lのダイオキシン類が検出されたことなどから、大江川のダイオキシン類汚染の汚染原因者は東レであることが判明した。」</p> <p>http://www.city.nagoya.jp/shisei/category/53-5-22-10-6-1-0-0-0.html</p> <p>と名古屋市の実績と成果が明記してある。これぐらいは本文に記載すべきである。</p> <p>なお、経年変化のグラフそのものは、出典の名古屋市ウェブサイト「大江川ダイオキシン類調査結果」で、各年度大江川ダイオキシン類継続調査結果をまとめるとこのようなグラフができるが、きっかけとなった2000(H12)年度には、名古屋臨海鉄道鉄橋では1.4pg-TEQ/Lと小さな値になっているのは、当時の発表文とも異なる過小評価である。H12.6.2には25pg-TEQ/Lであり、H12,11,22には1.4pg-TEQ/Lであっても、環境基準と比較する年間平均値は13.2pg-TEQ/Lとなり、グラフのような1.4pg-TEQ/Lにはならない。事実確認をして必要な修正をすべきである。また、平成21年度の調査結果がなく、確かに公表資料でもそうなっているが、なぜこの年は調査しなかったのかを調べて明記すべきである。実は調査結果が大きすぎ、対応に悩んで調査しなかったことにしたのではないか、東レ東海に何らかの対策をさせて、その結果翌年のH13年度に環境基準を少し超えた程度で済んだのではないか。</p>	<p>本項目では、大江川の水環境の状況として、既存資料における水質の調査地点と調査結果について記載しています。また、図3-1-12の平成12年度のダイオキシンの調査結果につきましては、対策前の調査結果についても環境影響評価方法書の図の注釈に記載いたします。</p> <p>また、大江川ダイオキシン類調査は平成21年度から隔年での実施となりましたが、平成22年度夏季調査において環境基準を超過したため、毎年の調査を実施しております。</p>

番号

市民等からの意見

事業者の見解



出典)「大江川ダイオキシン類調査結果」(名古屋市ウェブサイト)

H12.11.22 調査 平成 13 年 1 月 26 日公表

ダイオキシン類の調査結果		
調査地点	調査結果	環境基準(水質)
名古屋臨海鉄道鉄橋付近	1.4	
開橋付近	0.91	1
大江川河口	0.23	

対策前の調査結果 単位:pg-TEQ/L			
	平成12年2月18日	平成12年4月14日	平成12年6月2日
名鉄常滑線鉄橋付近	23	21	0.97
名古屋臨海鉄道鉄橋付近	-	-	25
開橋付近	3.8	1.6	6.0
大江川河口	-	-	0.57

[トップページ](#) ▶ [市政情報](#) ▶ [分野別の計画・指針・調査](#)
[環境保全関係の計画・調査結果・施策](#) ▶ [ダイオキシン類](#)
 (現在の位置) [大江川ダイオキシン類調査結果](#) ▶

大江川ダイオキシン類調査結果

- ・平成29年度大江川ダイオキシン類継続調査結果
- ・平成28年度大江川ダイオキシン類継続調査結果
- ・平成27年度大江川ダイオキシン類継続調査結果
- ・平成26年度大江川ダイオキシン類継続調査結果
- ・平成25年度大江川ダイオキシン類継続調査結果
- ・平成24年度大江川ダイオキシン類継続調査結果
- ・平成23年度大江川ダイオキシン類継続調査結果
- ・平成22年度大江川ダイオキシン類継続調査結果
- ・平成22年度大江川ダイオキシン類継続調査結果 (1)
- ・平成20年度大江川ダイオキシン類継続調査結果
- ・平成19年度大江川ダイオキシン類継続調査結果
- ・平成18年度大江川ダイオキシン類継続調査結果
- ・大江川ダイオキシン継続調査(平成18年4月13日公表)
- ・平成18年2月3日公表
- ・平成17年4月13日公表
- ・平成16年12月22日公表
- ・平成16年2月12日公表
- ・平成15年10月20日公表
- ・平成15年2月17日公表
- ・平成14年10月10日公表
- ・平成14年2月8日公表
- ・平成13年9月3日公表
- ・平成13年1月26日公表
- ・平成12年11月15日公表
- ・平成30年度大江川ダイオキシン類継続調査結果

番号	市民等からの意見	事業者の見解																																													
28	<p>*p55 ダイオキシン類事業者測定結果（排出ガス）が出典と異なる ダイオキシン類事業者測定結果（排出ガス）が、出典「平成 30 年度ダイオキシン類調査結果」（名古屋市ウェブサイト）とあるが、出典を確認すると、中部リサイクル㈱の H30.5.21 のデータは出典にはなく、H30.5.18 分だけである。東亜合成㈱は H30.10.19 のデータは出典にはなく、代わりに出典の H30.5.21 のデータが欠落している。名古屋市上下水道局柴田水処理センターは出典の H30.10.19 のデータが、欠落している。3 事業所すべてのデータが出典と異なるお粗末な資料である。確認して修正をすべきである。 http://www.city.nagoya.jp/kankyo/cmsfiles/contents/0000077/77556/H30dioxin.pdf</p> <table border="1" data-bbox="219 531 1451 758"> <tr> <td>24</td> <td>中部リサイクル株式会社</td> <td>港区昭和町 1 8 番地</td> <td>廃棄物焼却炉</td> <td>H30. 5. 18</td> <td>0.043</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">25</td> <td rowspan="3">東亜合成株式会社名古屋工場</td> <td rowspan="3">港区昭和町 1 7 番地の 2 3</td> <td rowspan="3">廃棄物焼却炉</td> <td>H30. 5. 21</td> <td>0.000016</td> </tr> <tr> <td>H30. 8. 30</td> <td>0.000067</td> </tr> <tr> <td>H30. 11. 22</td> <td>0.000001</td> </tr> <tr> <td>32</td> <td rowspan="2">名古屋市上下水道局柴田水処理センター</td> <td rowspan="2">南区元柴田西町 2 - 4 0</td> <td>廃棄物焼却炉(2号炉)</td> <td>H30. 10. 19</td> <td>0.0000032</td> </tr> <tr> <td>33</td> <td>廃棄物焼却炉(3号炉)</td> <td>H30. 9. 27</td> <td>0.00023</td> </tr> </table>	24	中部リサイクル株式会社	港区昭和町 1 8 番地	廃棄物焼却炉	H30. 5. 18	0.043	25	東亜合成株式会社名古屋工場	港区昭和町 1 7 番地の 2 3	廃棄物焼却炉	H30. 5. 21	0.000016	H30. 8. 30	0.000067	H30. 11. 22	0.000001	32	名古屋市上下水道局柴田水処理センター	南区元柴田西町 2 - 4 0	廃棄物焼却炉(2号炉)	H30. 10. 19	0.0000032	33	廃棄物焼却炉(3号炉)	H30. 9. 27	0.00023	<p>「ダイオキシン類事業者測定結果（排出ガス）」の記載に誤りがありました。環境影響評価方法書では、下表のとおり修正いたします。</p> <table border="1" data-bbox="1485 336 2078 515"> <thead> <tr> <th>事業場</th> <th>測定結果 (ng-TEQ/m³N)</th> <th>採取年月日</th> <th>排出基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中部リサイクル株式会社</td> <td>0.043</td> <td>H30. 5. 18</td> <td rowspan="3">5ng-TEQ/m³N 以下</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">東亜合成株式会社名古屋工場</td> <td>0.000016</td> <td>H30. 5. 21</td> </tr> <tr> <td>0.000067</td> <td>H30. 8. 30</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">名古屋市上下水道局柴田水処理センター</td> <td>0.0000032</td> <td>H30. 10. 19</td> <td rowspan="2">1ng-TEQ/m³N 以下</td> </tr> <tr> <td>0.00023</td> <td>H30. 9. 27</td> </tr> </tbody> </table> <p>出典「平成 30 年度ダイオキシン類調査結果」（名古屋市ウェブサイト）</p>	事業場	測定結果 (ng-TEQ/m ³ N)	採取年月日	排出基準	中部リサイクル株式会社	0.043	H30. 5. 18	5ng-TEQ/m ³ N 以下	東亜合成株式会社名古屋工場	0.000016	H30. 5. 21	0.000067	H30. 8. 30	名古屋市上下水道局柴田水処理センター	0.0000032	H30. 10. 19	1ng-TEQ/m ³ N 以下	0.00023	H30. 9. 27
24	中部リサイクル株式会社	港区昭和町 1 8 番地	廃棄物焼却炉	H30. 5. 18	0.043																																										
25	東亜合成株式会社名古屋工場	港区昭和町 1 7 番地の 2 3	廃棄物焼却炉	H30. 5. 21	0.000016																																										
				H30. 8. 30	0.000067																																										
				H30. 11. 22	0.000001																																										
32	名古屋市上下水道局柴田水処理センター	南区元柴田西町 2 - 4 0	廃棄物焼却炉(2号炉)	H30. 10. 19	0.0000032																																										
33			廃棄物焼却炉(3号炉)	H30. 9. 27	0.00023																																										
事業場	測定結果 (ng-TEQ/m ³ N)	採取年月日	排出基準																																												
中部リサイクル株式会社	0.043	H30. 5. 18	5ng-TEQ/m ³ N 以下																																												
東亜合成株式会社名古屋工場	0.000016	H30. 5. 21																																													
	0.000067	H30. 8. 30																																													
名古屋市上下水道局柴田水処理センター	0.0000032	H30. 10. 19	1ng-TEQ/m ³ N 以下																																												
	0.00023	H30. 9. 27																																													
29	<p>*p57~p58 道路交通騒音の評価は環境基準だけではなく、マイナス 5dB の値で比較を 調査地域の道路交通騒音 7 か所の調査結果を示し、要請限度との比較、環境基準の面的評価をしているが、先行している名古屋市南陽工場設備更新事業の準備書（2019.11）では、要請限度などという基準は無視し、“藤前 1 丁目における調査結果は昼間 77dB、夜間 75dB と、環境基準（幹線交通を担う道路における特例基準値）を超過している。また、一般国道 23 号や主要県道名古屋中環状線等において、環境基準（幹線交通を担う道路における特例基準値）から 5dB 減じた値を超過している測定地点がある。”と時代に即した評価をしている。 しかも脚注で 5dB 減じた値について“平成 7 年 7 月 7 日 最高裁で示された騒音の受忍限度…昼間 65dB 平成 26 年 1 月 29 日 広島高裁で示された騒音の受忍限度…昼間屋外 65dB、夜間室内 40dB”とまで説明している。 同じ時期に、同じ名古屋市が事業者となっている環境影響評価事業で、道路交通騒音の評価が異なるのはおかしい。南陽工場設備更新事業に合わせて、要請限度との比較はやめ、環境基準（幹線交通を担う道路における特例基準値）から 5dB 減じた値での評価を追加すべきである。</p>	<p>道路交通騒音の調査結果につきましては、出典資料に基づき、面的評価結果の基準については環境基準とし、地点別測定結果の評価基準については要請限度としています。</p>																																													

番号	市民等からの意見	事業者の見解
30	<p>*p94 大気汚染の環境基準が「臨港地区」に適用されないは説明不十分</p> <p>(6)関係法令の指定・規制等の、ア公害関係法（ア）環境基準等 a 大気汚染で“「環境基本法」に基づき、大気汚染に係る環境基準が定められている…なお、臨港地区に環境基準は適用されない。”とある説明は不十分である。p79に臨港地区が図示されているが、事業実施想定区域は含まれていないように見える。しかし、この記載では事業地域があたかも臨港区域であるかのように理解される。記載を修正すべきである。</p> <p>大気汚染に係る環境基準は、当時の公害対策基本法（現在の環境基本法）に基づき、1973(昭和48)年5月8日にまず4項目が告示されており（二酸化窒素は、1978(昭和53)年7月11日に追加告示）、「環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。」とされている。しかし、環境省の通知「二酸化窒素に係る環境基準の改定について」昭和53年7月17日環大企262号で「(2) 適用範囲：二酸化窒素に係る環境基準は、人の健康を保護する見地から設定されたものであるので、都市計画法第9条第8項に規定する工業専用地域、港湾法(昭和25年法律第218号)第2条第4項に規定する臨港地区、道路の車道部分その他原野、火山地帯等一般公衆が通常生活していない地域又は場所については適用されないものである。なお、道路沿道のうち、一般公衆が通常生活している地域又は場所については、環境基準が適用されるので念のため申し添える。」とされているだけで、環境基準の告示そのものに明記はされていない。通知による取り扱いで「臨港地区…等一般公衆が通常生活していない地域」に適用されないとあるだけであることを説明すべきである。</p>	<p>工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所に環境基準が適用されないことを環境影響評価方法書に記載いたします。</p>

番号	市民等からの意見	事業者の見解
31	<p>*p94 騒音の環境基準が「臨港地区」に適用されないは説明不十分</p> <p>(6)関係法令の指定・規制等の、ア公害関係法(ア)環境基準等 b 騒音で“「環境基本法」に基づき、騒音に係る環境基準が定められている。なお、臨港地区に環境基準は適用されない。”とあるのは説明不十分である。前項でも指摘したが、この記載では事業地域があたかも臨港区域であるかのように理解される。記載を修正すべきである。</p> <p>騒音に係る環境基準は、当時の公害対策基本法(現在の環境基本法)に基づき、平成10年9月30日に告示されており、「第3 環境基準の適用除外について この環境基準は、航空機騒音、鉄道騒音及び建設作業騒音には適用しないものとする。」とされているだけであり、“臨港地区に環境基準は適用されない。”とまでは告示されていない。せいぜい読み取れるのは、一般の環境基準がAA、A、B、Cの地域区分で異なり、「Cを当てはめる地域は、相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域とする。」とあるため、この地域区分は1999年3月愛知県告示第261号で定められているおり、愛知県内の騒音に係る環境基準について、地域Cは、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域と定めてあるため、工業専用地域などは除外されていると想定できるだけであり、まして“臨港地区に環境基準は適用されない。”とはどこにも記載されていない。</p> <p>なお、規制基準については、騒音規制法の一部を改正する法律の施行について(昭和46年8月19日 環大特2号)の通知で、第2 指定地域の範囲の拡大に関する事項「指定地域の指定にあたっては、工業専用地域、臨港地区と分区、工業のための埋立地、飛行場、原野等住民の生活環境を保全すべき実態がない地域については、指定地域から当然除外されるものであり、市町村の全地域を機械的に一律指定することは避けられたい。」とあるが、環境省の通知による取り扱いで「臨港地区…住民の生活環境を保全すべき実態がない地域については、指定地域から当然除外される」とあるだけであることを説明すべきである。</p>	<p>「臨港地区に環境基準は適用されない。」は誤りであるため、環境影響評価方法書では、「なお、臨港地区に環境基準は適用されない。」の一文を削除いたします。</p>
32	<p>*p94 ダイオキシン類の環境基準の適用項目明記を</p> <p>(ア)環境基準等で“ダイオキシン類対策特別法に基づき、ダイオキシン類に係る環境基準が定められている。とだけ書かれているが、他の項目との関連が分からない。大気、騒音、水質汚濁、土壤汚染の環境基準にはダイオキシン類が含まれていないため、議員立法で1999年12月27日に告示され、大気、水質、水底の底質、土壤についてダイオキシン類の環境基準が定められたことを追加すべきである。</p>	<p>より分かりやすい図書とするため、環境影響評価方法書では、大気、水質、水底の底質及び土壤についてダイオキシン類に係る環境基準が定められていることを記載いたします。</p>

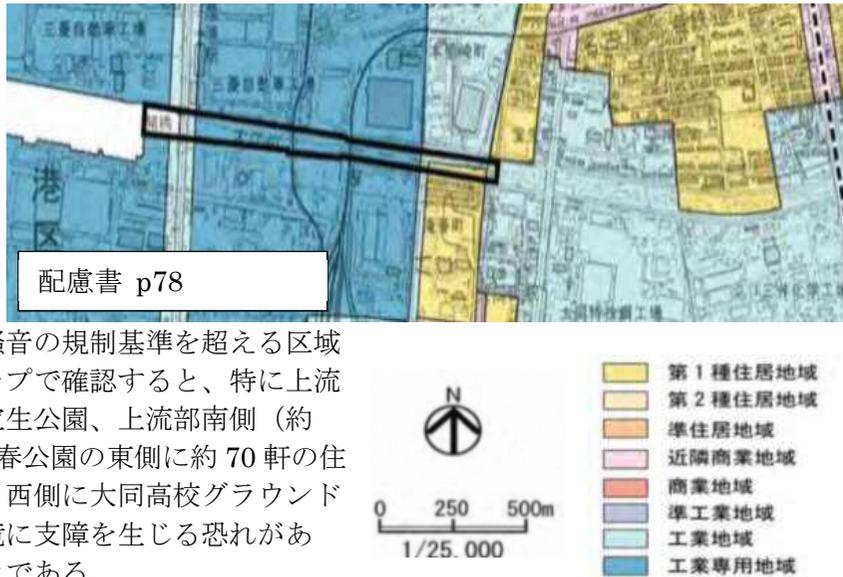
番号	市民等からの意見	事業者の見解
33	<p>*p94 土壤汚染対策法の説明で、土壤汚染基準を追記すべき (イ) 規制基準等で、g 土壌で、土壤汚染対策法の説明があるが、土壤調査をすべき対象があるだけで、重要な土壤汚染基準の記述が無い。 ①土壤汚染基準（土壤溶出量基準、土壤含有量基準等）があること。②土壤汚染基準に適合しない場合、知事等に土壤汚染状況調査の報告をすること。③知事等は健康被害のおそれの有無に応じて、要措置区域又は形質変更時要届出区域に指定すること。④要措置区域なら汚染の除去等の措置が必要と定められていること。を追記すべきである。</p>	<p>埋立てに用いる土砂の受入基準については今後の検討事項となりますが、土壤汚染対策法等に基づく土壤溶出量基準及び土壤含有量基準等を環境影響評価方法書に記載いたします。</p>
34	<p>*p158 水底土砂に係る判定基準ではなく、土壤汚染対策法の基準値を示せ 資料編で「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律」に基づく「埋立場所等に排出しようとする水底土砂に係る判定基準」が記載してあるが、その値の約 1/10 倍と厳しい「土壤汚染対策法に基づく基準値（土壤溶出量基準、土壤含有量基準等）」を併記すべきである。なお、「環境基本法」に基づく「土壌の汚染に係る環境基準」p145 が記載してあるのは当然であるが、この値と土壤汚染対策法の土壤溶出量基準が基本的には同じ値であることも追記すべきである。</p>	<p>(見解は前述のとおり)</p>
35	<p>*p103 名古屋港港湾計画の説明には大江川の緑地計画を追加すべき (7)環境保全に関する計画等で、エ名古屋港港湾計画があるが、基本方針しか示されていない。今回は大江川の下流部の計画であるから“事業実施想定区域は、名古屋港港湾計画において「緑地」及び「その他緑地」となっている。…緑地の状況は図 2-3-4 に示すとおりである。」p6、p7 を再掲すべきである。</p>	<p>ご指摘のとおり、名古屋港港湾計画における基本方針のほか、本埋立予定区域における土地造成及び土地利用計画を環境影響評価方法書に記載いたします。</p>
36	<p>*p104 低炭素都市なごや戦略実行計画の目標数値を (7)環境保全に関する計画等で、ク低炭素都市なごや戦略実行計画があるが、第 2 次実行計画までの策定経緯しかなく、今後の建設工事等で排出される地球温暖化ガスが、この実行計画にどのような影響を与えるかが判断できないため、目標数値を追記すべきである。 名古屋市は「低炭素都市 2050 なごや戦略」(2009 年 11 月)で、挑戦目標として、中期目標(2020 年)25%削減＝1304 万トン/年 長期目標(2050 年)8 割削減＝348 万トン/年 (いずれも 1990 年比＝1739 万トン/年)を策定したが、その後も温室効果ガス排出量は改善されていない。このため、「低炭素都市なごや戦略第 2 次実行計画」(2019 年 11 月)で、長期目標はそのまま、2030 年度の中期目標を 2013 年度比で 14%削減の 1,172 万トン/年とした。環境影響評価準備書での施設供用時を見ると、港アクスル、大ナゴヤビルディング、JR ゲートタワー、JP タワー、ささじまライブだけで、年間 20 万トンを超える温暖化ガスが排出されている。ちなみに市環境白書(H30 年版 p15) によれば、2016 年度に 1,472 万トン/年と目標を大きく超えている。</p>	<p>ご指摘のとおり、低炭素都市なごや戦略第 2 次実行計画の将来目標数値を環境影響評価方法書に記載いたします。</p>

番号	市民等からの意見	事業者の見解
37	<p>*p106 影響要因の把握に土壤汚染を</p> <p>存在時の影響要因として“事業地の存在”の内容が“水質・流況の変化、動植物・生態系への影響”とあるが、埋立案、掘削除去案ともに、最終的には港湾計画の緑地とする計画である。しかし、最近の動きを見ると、リニア工事の発生土を使うことを前提としているようである。</p> <p>地域住民からも要望がありながら断念した事業を、安価又は無料で大量に近くから入手できると思い込みがちであるが、リニア工事の発生土はほとんど土壤汚染されている。2018年度の「環境調査の結果等」でも愛知県内6カ所の土壤調査で、名古屋駅、名城非常口は土壤汚染が確認され、春日井市勝川町の非常口工事でも土壤汚染が確認されている。非常に不十分な調査でも半分の非常口等で汚染土壌が確認されている。</p> <p>万が一リニア工事の発生土で埋立てる場合には、計画段階配慮事項の調査、予測及び評価で“土壤汚染”の危険性を十分に検討し、必要な環境保全措置を示すべきである。</p> <p>緑地という跡地利用から考えても、JR東海の調査を鵜呑みにせず、埋立事業者としても独自に、安全な土壌を確認するための詳細な方法（毎日又は各ダンプごとのロット検査、結果が出るまでの仮置き場、土壤汚染基準を超えた場合の処置など）などを定めるべきである。</p>	<p>埋立てに用いる土砂につきましては、土の搬入時期や土質条件が合致する場合には建設発生土を積極的に活用したいと考えており、関係法令を基に受入基準を慎重に検討してまいります。</p>
38	<p>*p122～p124 建設作業時、存在・供用時を想定した配慮の“努める”は意味がない</p> <p>建設作業時を想定した配慮の14項目で“努める。”という努力規定が12項目もある。また、存在・供用時を想定した配慮の6項目すべてが“努める。”という努力規定である。</p> <p>建設作業時を想定した配慮の14項目中、8項目ある“～工事計画の策定に努める。”は“～工事計画を策定する。”と明記すべきである。</p> <p>その他の“～努める。”は“～する。”と明記すべきである。このままでは、努めたが、～～のために実現しなかったといえは済むことになる。計画段階の事前配慮事項は、予測の前提ともなるものであり、守らないことはありえない。</p>	<p>本事業の実施に際しての環境配慮の内容や手法につきましては、今後の事業計画の進捗に応じて、できる限り適切かつ具体的に検討してまいります。</p>

番号	市民等からの意見	事業者の見解
39	<p>*p122 建設作業時を想定した配慮（土壌）は抽象的すぎる</p> <p>建設作業時を想定した配慮のうち、土壌について“埋立てや掘削除去後の埋め戻しに用いる土砂による周辺環境への影響の防止に留意した工事計画の策定に努める。”とあるが抽象的すぎる。</p> <p>一連の経緯から、リニア工事の発生土を使用することを考えているようだが、ほとんどの発生土が土壌汚染対策法の土壌汚染基準（土壌溶出量基準、土壌含有量基準等）を超えることが事実で明らかのため、緑地にするような場所をリニア工事の発生土で埋立てないことを建設作業時を想定した配慮として第1に記載すべきである。</p> <p>万が一リニア工事の発生土で埋立てる場合には、JR 東海の調査を鵜呑みにせず、埋立事業者としても独自に、安全な土壌を確認するための詳細な調査方法（毎日又は各ダンプごとのロット検査、結果が出るまでの仮置き場、土壌汚染基準を超えた場合の処置など）を、建設作業時を想定した配慮として定めるべきである。</p>	<p>埋立てに用いる土砂につきましては、土の搬入時期や土質条件が合致する場合には建設発生土を積極的に活用したいと考えており、関係法令を基に受入基準を慎重に検討してまいります。</p>
40	<p>*p123 低騒音・低振動型や排出ガス対策型建設機械の使用に努める？</p> <p>建設作業時を想定した配慮の工事に伴う公害の防止で“低騒音・低振動型や排出ガス対策型建設機械の使用に努める。”とあるが、まずは使用に努めるではなく、使用すると明記すべきである。</p> <p>また、そのことを確実にするため、低騒音・低振動型や排出ガス対策型建設機械の使用を確実にするため、契約書に明記することを記載すべきである。</p> <p>同じ時期に、同じ名古屋市が事業者となっている南陽工場設備更新事業準備書（2019.11）では、建設作業時を想定した配慮の建設作業に伴う公害の防止で「使用する建設機械は、排出ガス対策型や低騒音型・低振動型建設機械を採用することを工事仕様書に明記し、排出ガス対策型等の建設機械を採用する。」p28 と明言している。これにならうべきである。</p>	<p>本事業の実施に際しての環境配慮の内容や手法につきましては、今後の事業計画の進捗に応じて、できる限り適切かつ具体的に検討してまいります。</p>

番号	市民等からの意見	事業者の見解
41	<p>*p123 特定建設作業の規制基準の解釈は？</p> <p>建設作業時を想定した配慮の工事に伴う公害の防止で“特定建設作業については、規制基準を遵守し、その他の作業についても、特定建設作業に係る規制基準値を下回るよう努める。”とあるが、まずは“下回るよう努める”ではなく、特定建設作業と同様に“遵守する”と明記すべきである。</p> <p>また、特定建設作業以外の“その他の作業”については“特定建設作業に係る規制基準値を下回る”との表現があるが、これでは、特定建設作業の規制基準（基準値、作業時間：夜間でない、1日あたりの作業時間：10又は14時間を超えない、作業期間：連続6日を超えない、作業日：日曜・休日でない）p149のうち、法令の規制のない“その他の作業”は基準値だけ守ればいい、つまり、日曜とか深夜でも“その他の作業”なら実施しますとっていることになる。“特定建設作業に係る規制基準値を下回る”ではなく、“特定建設作業に係る規制基準を下回る”の間違いではないか。</p> <p>同じ時期に、同じ名古屋市が事業者となっている南陽工場設備更新事業準備書（2019.11）では、建設作業時を想定した配慮の建設作業に伴う公害の防止で「特定建設作業に伴って発生する騒音・振動に関する基準を遵守するとともに、その他の作業についても、特定建設作業の規制に関する基準を遵守する。」p28と明言している。これにならうべきである。</p>	<p>環境影響評価方法書では、ご意見を参考に記載いたします。</p>
42	<p>*p123 工事関係車両は車種規制非適合車を使用しないことを追加すべき</p> <p>建設作業時を想定した配慮の工事に伴う公害の防止で、使用する工事関係車両は車種規制非適合車を使用しないこととし、その旨を工事仕様書に明記することを追加すべきである。</p> <p>同じ時期に、同じ名古屋市が事業者となっている南陽工場設備更新事業準備書（2019.11）では、建設作業時を想定した配慮の建設作業に伴う公害の防止で「工事関係車両について、「貨物自動車等の車種規制非適合車の使用制限等に関する要綱」（愛知県、平成22年）に定める車種規制非適合車を使用しないことを工事仕様書に明記し、車種規制非適合車を使用しない。」p28と明言している。これにならうべきである。</p>	<p>本事業の実施に際しての環境配慮の内容や手法につきましては、今後の事業計画の進捗に応じて、できる限り適切かつ具体的に検討してまいります。</p>

番号	市民等からの意見	事業者の見解
43	<p>*p123 工事区域の周囲には仮囲いを設置すべき</p> <p>建設作業時を想定した配慮の工事に伴う公害の防止で、工事区域の周囲には高さ3m以上の仮囲いを設置して周辺地域への騒音を軽減することを追加すべきである。工事区域が大江川という細長い区域(長さ1,820m、幅50~60m)であるため、建設機械が敷地に近くなることが想定され、騒音の規制基準を超える区域が相当多くなる。グーグルマップで確認すると、特に上流端の大江川緑地との境界には宝生公園、上流部南側(約200m)第1種住居地域では滝春公園の東側に約70軒の住宅があり、その南に大同高校、西側に大同高校グラウンドがあり、騒音が周辺へ生活環境に支障を生じる恐れがあり、事前に十分な配慮をすべきである。</p> <p>なお、この仮囲いも南陽工場設備更新事業準備書(2019.11)に記載してある。</p>	(見解は前述のとおり)



注) 上記の意見において大江川と名鉄常滑線の交差箇所付近の衛星写真が掲載されていましたが、写真の使用に係る著作権者の許諾の要否が不明であるため、本資料への掲載は差し控えさせていただきました。

番号	市民等からの意見	事業者の見解
44	<p>*p123 交通誘導員配置等による歩行者等の安全を図るようにすべき 建設作業時を想定した配慮の工事に伴う公害の防止で、“歩行者等に対する交通安全の確保に留意した工事計画の策定”とあるが、もっと具体的に配慮事項を示すべきである。例えば、工事車両出入口等に交通誘導員を配置するなどを追加すべきである。</p>	(見解は前述のとおり)
45	<p>*p123 搬出車両の防じんカバー、タイヤ・車両の洗浄を追加すべき 建設作業時を想定した配慮の工事に伴う公害の防止で、“汚染土の搬出・処分等に伴う影響の防止”で、“汚染土の外部への搬出等による周辺環境への影響の防止に留意した工事計画の策定”とあるが、もっと具体的に配慮事項を示すべきである。例えば、搬出車両の荷台には防じんカバーをすること、タイヤ・車両の洗浄を追加すべきである。通常、残土搬出でも実施されていることであり、汚染土の搬出・処分ということになれば、もっと慎重にすることは当然である。</p>	「汚染土の運搬に関するガイドライン（環境省）」に従い運搬することを想定しております。
46	<p>*p124 存在・供用時に、B案（掘削除去案）の内容を追加すべき 存在・供用時を想定した配慮で6項目が記載してあるが、全て(A案)についてのものであり、B案（掘削除去案）について検討した気配がない。しかし、内容的には全てA案、B案同じ配慮が必要と判断されるので、(A案)を（共通）に変更すべきである。</p>	掘削除去案（B案）は現況から地形を変化させず新たな土地が生じないため、存在・供用時を想定していません。緑地や施設の整備や維持管理に係る環境配慮事項は埋立案（A案）についてのみ発生するため、埋立案のみを記載しております。
47	<p>*p135 微小粒子状物質に係る環境基準の表現が間違っている 資料編 資料9 大気汚染に係る環境基準等（3）微小粒子状物質に係る環境基準で“”とあるが、$15\mu\text{g}/\text{Vm}^3$以下の“V”は余分である。環境基準の告示では「1年平均値が$15\mu\text{g}/\text{m}^3$以下であり、かつ、1日平均値が$35\mu\text{g}/\text{m}^3$以下であること。」とされている。</p>	ご指摘のとおり誤字ですので、環境影響評価方法書において「 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 」に修正いたします。
48	<p>*p136 騒音に係る環境基準の幹線交通を担う道路の定義は告示にはない 資料編 資料10 騒音に係る環境基準で、幹線交通を担う道路の定義として表の脚注で“注)高速自動車国道、一般国道、都道府県道、4車線以上の市町村道及び自動車専用道路のことをいう。”とあり、あたかも、環境基準の告示で定められているかのような表現がしてあるが、騒音に係る環境基準は、中央環境審議会の審議・答申を経て1998（平成10）年9月30日に環境庁告示第64号として公布された。同時に「騒音に係る環境基準の改正について」1998年9月30日環大企257号で、当時の環境庁（現在の環境省）大気保全局長が各都道府県知事あての通知文で示しただけのものである。何ら専門家の裏付けもない行政的な定義である。このことを脚注に追加すべきである。[騒音規制法第17条第1項に基づく自動車騒音の限度]p150の注)2も同様である。また、環境基準（幹線交通を担う道路における特例基準値）の値から5dB減じた値について、南陽工場更新事業の環境影響評価準備書のように“平成7年7月7日 最高裁で示された騒音の受忍限度…昼間65dB 平成26年1月29日 広島高裁で示された騒音の受忍限度…昼間屋外65dB、夜間室内40dB”と説明すべきである。</p>	計画段階環境配慮書 p.136 における幹線交通を担う道路の注釈につきましては、出典を環境影響評価方法書に記載いたします。なお、計画段階環境配慮書 p.150 の「騒音規制法第17条第1項に基づく自動車騒音の限度」の注)2 については、「騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令」（平成12年総理府令第15号）第2条2に注釈のとおり記載がございます。